

オプション機能についてのご注意事項

1. 『指定許可機能』について

北洋でんさいサービスのオプション機能である「指定許可機能」をご利用されるお客さま、または、お取引の相手先が「指定許可機能」を利用しているお客さまは、以下の事項にご注意ください。

指定許可機能の概要

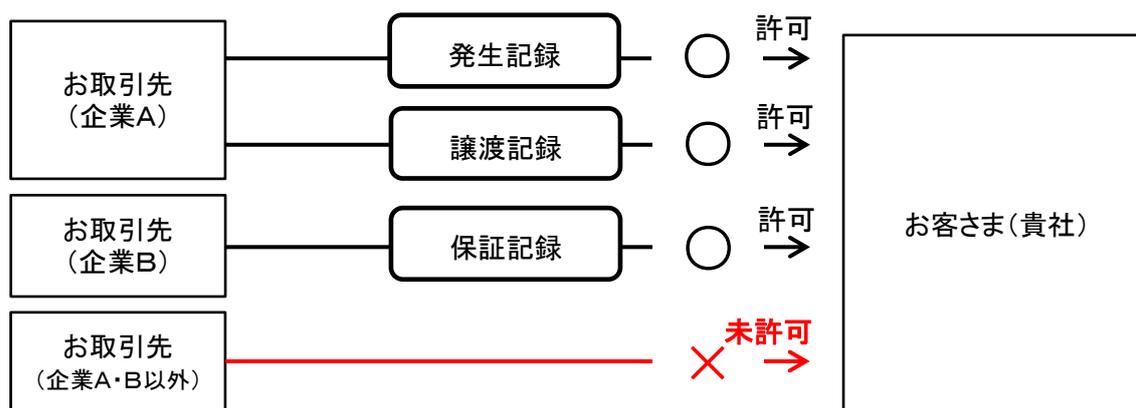
記録請求を受け付けするお取引先を限定する機能です。

指定許可機能を「利用する」としている場合、各種記録請求の受け付けをしたいお取引先の利用者情報(注)を、事前に登録しておく必要があります。

(注)お取引先の利用者情報 「利用者番号」、「決済口座情報(銀行コード、支店コード、預金種目、口座番号)」

※指定許可機能を「利用する」としている場合、初期状態ではすべてのお取引先からの記録請求を受け付けしない状態となっています。

【指定許可機能の概要図】



- ・お取引先(企業A)からは、「発生記録」「譲渡記録」のみ受け付けを許可する。
- ・お取引先(企業B)からは、「保証記録」のみ受け付けを許可する。
- ・お取引先(企業A・B以外)からは、すべての記録請求の受け付けを許可しない。

特にご注意いただきたいこと

1. 指定許可機能を利用しているお取引先に対して記録請求を行う場合、そのお取引先がお客さまの利用者情報を指定許可登録していなければ、その取引は成立しません。
2. 記録請求を行う前に、あらかじめお取引先に「指定許可機能を利用しているか」、「(お客さまの利用者情報の)指定許可登録は完了しているか」をご確認されることをおすすめいたします。
3. お客さまが登録したお取引先(指定許可先)は、お客さまが指定許可機能を利用するすべての利用契約に対して適用となります(指定許可機能を利用するすべての金融機関の決済口座で記録請求を受け付けすることができます)。
4. お取引先(指定許可先)においては、そのすべての利用契約からお客さまに対して記録請求を行うことが可能となります。

2. 『発生記録(債権者請求方式)』について

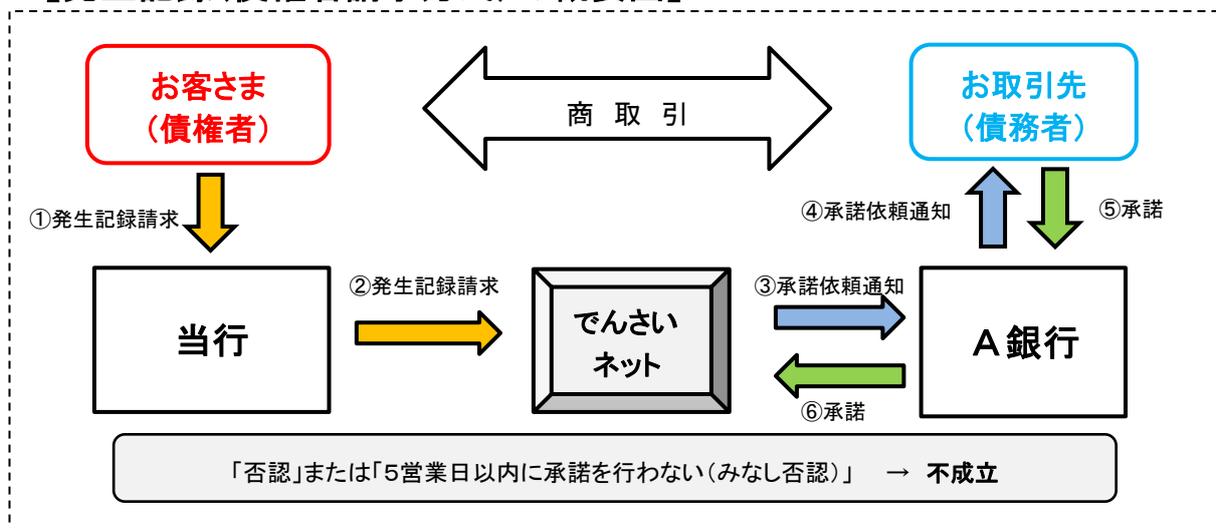
北洋でんさいサービスのオプション機能である「発生記録(債権者請求方式)」をご利用されるお客さまは、以下の事項にご注意ください。

発生記録(債権者請求方式)の概要

債権者(受取人)様から**債務者(支払人)**様に対して、「でんさい」の発生記録請求を行う方式です。5営業日以内に**債務者(支払人)**様が、承諾^(注)を行うことで発生記録が成立します。

(注) **債務者(支払人)**様が否認した場合、また5営業日以内に承諾を行わなかった場合(みなし否認)は、当該記録請求が不成立となります。

【発生記録(債権者請求方式)の概要図】



特にご注意いただきたいこと

当該記録請求を行うには、記録請求の相手先となるお取引先においても「発生記録(債権者請求方式)」を利用している必要があります。

3. オプション機能に係るエラー取引分の手数料について

現在、北洋銀行ではオプション機能に係る以下のエラー取引分の利用手数料を請求しておりません。なお、他金融機関では、以下のエラー取引について利用手数料を請求することがあります。

- ① 指定許可先登録を未実施のお取引先に対して記録請求を行ったことにより生じた「エラー取引」
※「指定許可機能」を利用している場合、取引するお取引先を事前に登録する必要があります。
- ② 「発生記録(債権者請求方式)」を利用していないお取引先に対して、発生記録(債権者請求方式)請求を行ったことにより生じた「エラー取引」
※お客さまとお取引先の双方が「発生記録(債権者請求方式)」を利用していなければ、記録請求がエラーとなります。